

食育活動の全国展開事業委託費（新規） 【74（一）百万円】

対策のポイント

- 食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民等に対して食育の効果が波及するよう、農林水産業に関する国民への情報発信の場を活用して有識者フオーラムや交流会等を実施し、食育を国民運動として展開します。
- 食をめぐる課題解決に資する食育資材を作成し、様々な食育活動で活用を図ることにより、効果的な食育の取組を全国展開します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・ 農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきました。が、①食の重要性については至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 事業内容

（1）食育における課題解決に向けた普及啓発
食育における課題解決に向けた有識者フオーラムや、地域の食育優良事例を踏まえた交流会等の取組を、農林水産業に関する国民への情報発信の場を活用して実施することにより、食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民への働きかけと効果の波及を図ります。

（2）食育教材の作成等
指導者向けの食育教材を作成し、研修会を開催することにより、食への関心や食の選択能力を高めるための食育活動の効果的な普及を図ります。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成25年度～27年度

【お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））】

地域における日本型食生活等の普及促進（拡充）

【消費・安全対策交付金2,096(2,606)百万円のうち352(12)百万円】

対策のポイント

農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育プログラム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきました。①食の重要性についての認知は広がってきているもの、バランスの良いい日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

(日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 事業内容
食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーカー作りへの支援を行い、ます。また、食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援します。
【支援の対象となる活動の例】
 - ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
 - ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
 - ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
 - ・農林漁業者等による食育活動

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

[平成25年度予算の概要]

- | | |
|-----------|-------------|
| 2. 事業実施主体 | 民間団体等 |
| 3. 補助率 | 定額 |
| 4. 事業実施期間 | 平成25年度～27年度 |

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

食材提供の場を活用した食育実践活動事業（新規）

【375（一）百万円】

対策のポイント

食材提供の場として地域に密着したスーパーマーケット等の小売店等において、食の健全化に向けた行動につながる実践的取組を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきましたが、①食の重要性についての認知は広がってきているものの、バランスの良いい日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 事業内容

バランスの良い食事や食習慣の重要性の認知にとどまらず、実践を促進していくため、食材提供の場として、地域に密着したスーパーマーケット等の小売店等において、食の健全化に向けた行動につながる以下のような実践的取組を支援します。

（1）食生活調査と改善方策の提示

食生活の実態や食に関する意識を調査し、課題を解析した上で改善方策を提示することにより、食への関心が低い消費者に対して食生活改善への動機付けを行います。

（2）流通事業者による食生活改善方策の実施

流通事業者が農林漁業者と連携して、規格外野菜等を活用した調理しやすい形での食材提供や、食材の選び方、バランスの良い献立の作り方・調理方法、食品表示の見方等自ら食を選択できる能力を身につけるための講習会等を実施します。

（3）効果検証と他店舗への展開

（2）の取組を実施した後、再度食生活の実態や食に関する意識を調査し、実践効果を検証します。これを踏まえ、他店舗に取組を展開します。

教育フアームを支援します！

※ 教育フアームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農林漁業者等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。

消費・安全対策交付金(地域における食育の推進)

○支援対象となる取組の要件

食への関心や農林漁業への理解を深める活動として

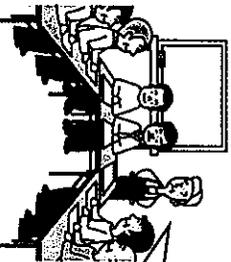
- ① 農林漁業者等の指導による農林漁業体験であること
- ② 一連の農作業等を体験できる機会を提供するものであること

* 取組に当たっては、調理等、食の体験も含んでいることが望ましい。
観光農園等における収穫のみの体験、市民農園等で農林漁業者等の指導を受けないもの等、いわゆるレジャーと考えられる取組は支援対象としない。

○事業実施主体・・・県、市町村、農協、生協、特認団体

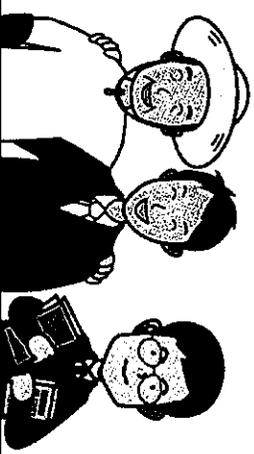
* 特認団体とは、以下の①、②の要件を満たし、都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体。
① 代表者の定めがあること、② 定款等組織及び運営についての規約があること。

○交付率：定額(1/2以内)

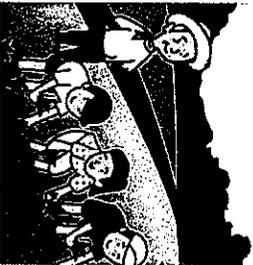


行政、生産、教育分野等の関係者間でしつかり話し合っていくことが取組を充実させるポイント

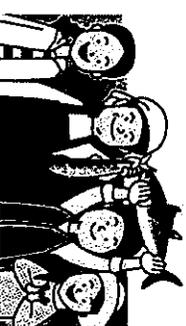
1. 教育フアーム推進会議の開催
・委員謝金、旅費、資料作成費等



2. 指導者養成講座の開催
・講師謝金、旅費、会場借料、資料作成費等



まずは近隣の田畑や学校から始めてみようか。子ども達がええ顔をしますなあ！



3. 農作業等体験の機会の提供

- ・講師謝金、旅費
- ・体験圃場等の借地料、管理費、機械等の借料、保険料等の損料
- ・同一都道府県内の移動にかかる参加者の交通費(貸切バス等の借料)
- ・種苗、生産資材、実習用具等の消耗品費等

詳細については、下記まで御相談ください。

東北農政局消費生活課 TEL022-263-1111(代) 内4318